給食調理業務等委託契約書(案)

沖縄県立開邦中学校 校長　渡久平　元一（以下「甲」という。）と、

（以下「乙」）という。）とは、沖縄県立開邦中学校の給食調理業務等の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（総 則）

第１条 甲は、沖縄県立開邦中学校給食調理業務等（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は別に定める甲の給食調理業務等委託に関する仕様書に基づきこれを受託する。

（契約の期間）

第２条 この契約期間は、令和７年１０月１日から令和１０年３月３１日までとする。

本業務は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約である。

２ 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（衛生管理）

第３条 乙は、衛生管理に万全の注意を払い、常に誠意を持って良心的に本契約の遂行に努めなければならない。

（委託業務の履行場所）

第４条 委託業務の内、給食調理業務等履行場所は沖縄県立開邦中学校厨房とする。

（委託業務の範囲）

第５条 委託業務の通常範囲は次のとおりとし、範囲外の業務については、その都度甲乙誠意を持って協議するものとする。

1. 甲の給食調理等に関する業務
2. 調理器具類、食器類の洗浄、消毒、保管に関する業務
3. 調理施設、設備の保守管理に関する業務

（給食及び舎食材料・献立の作成）

第６条 給食に係る献立作成等については甲（栄養教諭等）が行い、食材料の発注等に

ついては甲の責任において行い、乙が確認するものとする。また乙は、甲の指示に従い調理業務等に従事する。

|  |  |
| --- | --- |
| （調理業務等委託料及び経費の内訳）  第７条 甲は、給食調理業務等委託料として、 |  |
| 総額 円 (内消費税額 | 円） |
| 年額 円（内消費税額 | 円） |
| 月額 円（内消費税額 | 円） |

を、乙に支払うものとする。

(注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税第２８条第１項及び第２９条の規定並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき算出したもので、契約金額に１１０分の１０を乗じて得た額である。

1. 契約保証金額 沖縄県財務規則第１０１条の規定による。
2. 乙は、当該実績月の委託料を翌月１０日までに甲へ請求し、甲は乙の適法な請求書を受理した月の末日までに乙へ支払うものとする。
3. 経費の内訳については、人件費、保健衛生費（検診料、検便料、残菜・廃棄物処理代等）、通信運搬費等（喫食者賠償責任保険料等）、消耗品（被服費等）、維持管理費等とする。
4. 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

（食器・調理用器具類の保管）

第８条 乙は甲から預かり受けた食器類について、乙の過失により破損及び故障、紛失した場合には乙の負担とする。

（受託要件）

第９条 乙は、次の要件を満たし、かつ維持していなければならない。

* 1. 県内の学校・病院・社会福祉施設の１回あたり１００食以上の集団給食を５年以内に受託した実績があること。
  2. 過去５年間に食中毒事故がないこと。

（３） 学校給食の意義について充分理解された業者であること。

（守秘義務）

第１０条 乙または乙の従業員は、甲の定める規則を遵守するものとし、委託業務にて知り得た甲及び利用者の内部事項について、第三者に漏洩してはならない。

別紙、「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

（損害賠償）

第１１条 乙は、乙の責に帰すべき事由により、甲または利用者に損害を与えた場合は、その一切の損害を賠償する。

（契約の解除）

第１２条 甲は、乙が次の各号いずれかに該当したときは、ただちに本契約を解約する事ができる。

1. 乙がこの契約の定めに重大な違反をしたとき。
2. 飲食物の内容、衛生またはサービス等の著しい不良、管理の放漫等により、乙の委託業務を不適格と甲が認めたとき。
3. 乙の責に帰すべき事由により、乙が営業処分を受けたとき。
4. 乙の故意又は過失により、甲又は第三者に重大な損害を与えたとき。
5. 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下【暴力団員】という。）であると認められるとき。
6. 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
7. 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を

加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

1. 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し,又は関与していると認められるとき。
2. 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
3. 契約開始年度の翌年度以降において、当該業務に係る予算の減額又は削除があった　とき。
4. 契約締結後、事情により業務を継続する必要がなくなったとき

(12）その他乙に著しく不都合な行為が生じたとき。

1. 甲は、前項第11号の定めにより、この契約を解除しようとするときは、乙に対し、　　　その旨を2ヶ月前に通知しなければならない。なお、月の途中に解約した場合は供給　　業務完了部分についてのみ積算するものとする。
2. 乙の責に帰すべき理由により契約が履行されない場合において甲が損害を受けたとき、乙はその損害を賠償しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第１３条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければらならない。

　２　甲は、乙が、下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第１４条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（一括再委託の禁止）

第１５条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て業務の一部を委任する委任する場合はこの限ではない。

（再委託の相手方の制限）

第１６条 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て業務の一部を委任する場合はこの限ではない。

1. 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。
2. 乙が第１項及び第２項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。

（解約に伴う補償等）

第１７条 甲は、前条の定めに基づき契約を解約したときは、乙に対する損害賠償、その他一切の補償を行わない。

（乙の業務従事者の災害に対する措置）

第１８条 乙は、委託業務の履行に関し生じた乙の委託業務従事者の災害については、全責任をもって措置し、甲は何ら責任を負わない。

（乙の法令上の責任・遵守）

第１９条 乙は、委託業務従事者に係る労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法

（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定その他による労務に関する一切の責任を負わなければならない。

（帳簿等の整備及び保存）

第２０条 乙は、委託料については、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

1. 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。
   1. 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
   2. 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等
2. 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後５年間保存しておかなければならない。

（委託業務従事者の規律維持）

第２１条 乙は、乙の委託業務従事者の身上、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負い、甲が乙の委託業務従事者について不適当と認めるときは、甲乙協議のうえ善処するものとする。

（権利義務譲渡等）

第２２条 乙は、この契約から生じる一切の権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ又は担保に供してはならない。ただし書面により甲の承認を受けたときはこの限りではない。

（協議事項）

第２３条 この契約に定めない事項及びこの契約の各条項の解釈において疑義が生じた場合は、その都度誠意を持って協議にあたる。

この規約締結の証として本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県島尻郡南風原町字新川６４６

沖縄県立開邦中学校

校 長 渡久平　元一 印

乙